

メルティゴルフクラブ主催 競技行動規範

メルティゴルフクラブ主催競技において、メルティゴルフクラブ競技運営委員会は規則 1.2b に従い下記のとおり行動規範を規定する。

1. プレーヤーがラウンド中に罰を受けることがある受け入れられない行動の具体的な詳細:
 - ・コースの保護をしない(例えばグリーンを傷つける、ピッチマークを直さない、バンカーをレーキングしない)。
 - ・クラブやコースを乱暴に扱う(クラブを投げたり、コースを損傷させる)。
 - ・他のプレーヤー、レフェリー、または観客に適切な配慮を示さない。
 - ・円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し、合理的理由もなく無視あるいは拒否する。
 - ・虚偽の規則、競技情報等を他のプレーヤーへ強要する。
2. プレーヤーはすべての、あるいは特定のプレー禁止区域に立ち入ることを禁止する。
3. ドレスコードメルティゴルフクラブにおける服装については下記のことを推奨する。
 - ・来場の際はジャケットまたはブレザーを着用する。*ゴルフ場の規定による
 - ・プレーの際はゴルフウェアまたは襟付きのスポーツシャツを着用する。
 - ・ジョギングパンツ、トレーナー、作業衣、ジーンズ、T シャツ、等一般にゴルフウェアでないものの着用は不可とする。
 - ・危険防止のためプレーの際は帽子を着用する。
 - ・プレーの際はシャツの裾はズボンの中に入れる。
 - ・タオル等を腰、首、肩に巻いたり、下げたりすることは不可とする。
4. 行動規範の違反に対する罰
行動規範の最初の違反-警告あるいは委員会の制裁。

1 回目の違反	警告
2 回目の違反	1 罰打。
3 回目の違反	一般の罰。
4 回目の違反や重大な非行	失格。

違反がホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用する。行動規範の違反に対する罰は、競技終了まで持ち越す。
5. 重大な非行とは:
 - ・オフィシャルガイド規則 1.2 詳説:プレーヤーの行動基準を参照のこと。
 - ・レジストレーションに来ない、無届欠場、改ざん等を含む。*重大な非行には下記の制裁、処分がある場合がある。
規則 1.2 詳説:プレーヤーの行動基準
<1.2a/1 - プレーヤーが重大な非行をしたかどうかの決定> プレーヤーが重大な非行をしたかどうかを決定する
際、委員会はすべての状況を考慮しなければならない。委員会がその非行が重大であると決定したとしても、
最初の違反でプレーヤーを失格にする 代わりに、その非行を繰り返した

り、同様の非行があった場合には失格にするとプレーヤーに警告することがより妥当であるという見解をその委員会が持つこともあるだろう。

6. 重大な非行とみなされる可能性が高いプレーヤーの行動の例は次を含む:

- ・パッティンググリーンへ深刻な損傷を故意に与える。
- ・コースセットアップに異議を唱え、ティーマーカーや境界杭を独断で決めて動かす。
*例えば、別のプレーヤーや観客のいる方向に向けてクラブを投げることによって、他の人の安全を脅かす。
- ・他のプレーヤーがストロークを行っている間に故意に気を散らす。
- ・他のプレーヤーからルースインペディメントや動かせる障害物をその場所に残しておいてほしいと依頼された後で、他のプレーヤーの不利益となるようにそのルースインペディメントや動かせる障害物を取り除く。
- ・ストロークプレーで、別のプレーヤーの障害となる場合に、止まっている球の拾い上げを繰り返し断る。
- ・プレーヤーのパートナーの支援となるように(プレーヤーのパートナーがパッティンググリーンの球の曲がり具合を知る手助けとなるようにするなど)、故意にホールとは別の方向にプレーしてからホールに向けてプレーする。
- ・故意に規則にしたがってプレーせず、その関連する規則の違反に対して罰を受けるが、そうすることで潜在的にかなりの利益を得る。
- ・下品あるいは不快な言葉遣いを繰り返す。不当な利益をもたらす目的で取得したハンディキャップを使う、またはそうしたハンディキャップを取得するためにプレーしているラウンドを利用する。
- ・プレーヤーの球と思われる見つかった球を確認することを拒む。

7. 非行を伴うが、重大な非行とみなされる可能性が低いプレーヤーの行動の例は次を含む:

(a) クラブを地面に投げつけ、そのクラブを損傷させるが、芝へ与え

8. た損傷は小さい。

(b) ゴルフバッグに向けてクラブを投げたところ、意図せず別の人に当たってしまう。

(c) 不注意で別のプレーヤーがストロークを行うときに気を散らしてしまう。

9. 制裁及び処分 i)戒告、口頭による注意 ii)文書による注意、始末書の提出 iii)期間を定めた出場停止 iv)